

お台場海浜公園水域における船舶の立入許可について

東京都港湾局臨海開発部海上公園課
管理運営計画担当（03-5320-5576）

1 立入が許可される船舶

○「旅客不定期航路事業（※１）」の許可を得た船舶

○「一般不定期航路事業（※２）」の届出をした船舶

※１ 旅客船（１３人以上の旅客定員を有する船舶）により、主に起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人の運送を行う事業をいう。
港内遊覧船等がこれにあたる。（海上運送法第 21 条）

※２ 主に次のような事業をいう。

- ・非旅客船（旅客定員が 12 人以下の船舶）により人の運送を行う事業
- ・旅客船（１３人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、一定の航路に就航しないもの
- ・旅客船（１３人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、
特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの（海上運送法第 20 条 2 項）

2 提出が必要となる書類

- ①申請書（別紙 1） ②海上運送法に基づく許可書・届出の写し ③同意書（別紙 2） ④利用船舶の外観の写真
⑤運行ルート図 ⑥船舶検査証書 ⑦船舶に関する損害保険証（物損）

3 水域に立ち入るまでの流れ

①[東京港管理事務所](#)に上記書類を提出し、書類の不備がなければ 2 週間後に以下のものを受け取ります。

（１）船舶の乗り入れに関する制限解除許可書【交付】（以下、「許可書」とします）

（２）水域立入証（目印となる登録番号入りの旗）【貸与】（以下、「旗」とします）

②許可書の写しを船内に保管します。

③お台場海浜公園に入る際、旗を右舷後方に掲げます。

4 許可書及び旗について

【旗のデザインについて】

旗は事業者が自らデザインして製作することも可能です（別紙 3 参照）。その際、登録番号の記載が必要となりますので、事前に東京港管理事務所 臨海地域管理課 海上公園管理担当までご相談ください。

【旗の掲示について】

旗の掲示は忘れずに行ってください。

【旗を毀損・紛失したとき】

東京港管理事務所では許可書を提示し、毀損した旗と引き換えに新しい旗を受け取ります。

紛失の場合は、紛失届を提出してください（任意様式）。

【有効期間】

許可書と旗の有効期間は 3 年以内とします。期間満了時には旗を返還して頂くか、又は更新手続きを行ってください。

【利用船舶に変更が生じたとき・事業を廃止するとき】

海上運送法に基づく許可書・届出において利用船舶に変更が生じた場合は、改めて申請書を提出してください。

また、事業の廃止があった場合は、廃止届を提出してください。